

べきこととされておりまして、この六月、今月、最低賃金の遵守に因する集中的な周知広報を行つてゐるところでござります。

具体的には、政府広報による新聞広告の掲載、あるいはモバイル端末広告の実施、あるいは都道府県労働局における懸垂幕、あるいはリーフレットを二十万部程度用意しまして配布する、あるいは公共交通機関におけるポスターの掲示、あるいは地方公共団体及び各業界団体に対する周知への協力依頼なども行つております。

引き続き、私どもとしては積極的な周知広報に取り組んでいきたいとこうふうに思つております。

○福島委員 年々、労働組合の組織率というのは低下してはいることがあります。また、雇用形態も多様化している。そういう中にありますて、労働者の方々の権利をどう守つていくのか、これについては従来の取り組み以上に、個々の働き方々をどうやってエンパワーメントしていくか、こういうところが政府にとっても非常に大事だというふうに思っています。個別労使紛争についての解決のための制度の整備がなされてきておりますけれども、そもそもそういう一環だらうというふうに思います。そういう意味で、こうした個々の労働者の方々をどういうふうにしてエンパワーメントを進めていくのかということについて引き続き政府の努力を促したい、そのように思うわけであります。

続いて、就業形態の多様化の一つの象徴といてしまして、派遣労働者の増加ということがあると思います。今回の最低賃金法の改正法案におきましては、派遣労働者に対する最低賃金の適用關係を改めるとされておりますけれども、派遣労働者に対する最低賃金の適用について、現在の取り扱い、また今回の改正の趣旨について、政府の見解をただしたいと思います。

○菅木政府参考人 派遣労働者につきましては、賃金の支払い責任が派遣元事業主でござりますので、労働者派遣法の施行時からずっと、派遣元の事業場の所在する地域や産業、これに適用される

最低賃金が適用されると、どうなことになつてゐるところでござります。

しかし、このような取り扱いにつきましては、派遣先の事業場がある地域と派遣元の事業場がある地域が異なる場合、あるいは派遣先の事業場において産業別最低賃金が適用される、派遣元には産業別がないというような場合に、派遣労働者は、派遣先の他の労働者と同じ場所で同じ使用者から指揮命令を受けて現に働いているにもかかわらず、派遣先の事業場の地域別最低賃金とか産業別最低賃金が適用されないといった問題が指摘されてゐたところでございます。

派遣労働者については、現に指揮命令を受けて業務に従事しているのが派遣先でありますので、最低賃金の適用についても、派遣先の事業場の所在する地域あるいは派遣先の事業場の属する産業の最低賃金を適用することに今般変更することとしたものでござります。

○福島委員　この委員会でも、障害者の授産施設の工賃、賃金についていろいろと議論されております。

障害者によりまして著しく労働能力の低い者や基礎的な認定職業訓練を受ける者に対する最低賃金の適用については、現行法におきましては、都道府県労働局長の許可を受けた場合には適用除外のことのようにされているわけでありますけれども、今回の改正法案におきましては、許可を受けたときには最低賃金を減額して適用する、こういうことに改められてゐるわけであります。

このような取り扱いとした趣旨につきまして政府の見解をお聞きしたいと思います。

○青木政府参考人　改正法案におきましては、最低賃金の安全網としての機能を強化する観点から、地域別最低賃金については、すべての労働者の賃金の最低限を保障するものとして、行政機関に決定を義務づけるということにいたしております。こうした観点からは、最低賃金の適用対象をなるべく広範囲なものとすることが望ましいといふように考えております。減額措置が可能である

ならば、適用除外とするよりも最低賃金を適用した方が労働者保護に資するということをございまして、減額措置を講ずることができる旨の規定を設けることとしたものでございます。

なお、現行法におきましても、実際の運用において、適用除外の許可を受けたからといって、極端に妥当性を欠く低賃金となることがないよう、労働能率を勘案して一定額の減額措置というような運用、そういうことも行っているところでございます。

こういったことも踏まえまして、今回改正法案においてそういう規定をお願いしているところでございます。

○福島委員 障害のある方でも、実際に勤いでおられる現場に伺いますと、大変作業能力が高いといいますが、健常な方と比べて遜色なく仕事のできる方がおられることがござります。

「障害により著しく労働能力の低い者」に対して減額する、こういうことになつてはいるわけでありますけれども、個々の障害者の方々の労働の実態をよく見て適切に行なうことが重要だらうと思います。

例えば、自閉症の方で、社会性、コミュニケーション能力自体は非常に高い、こういう場合もあるわけであります。実際にどういう仕事をしているのか、そしてまたその仕事をするに当たつてどれだけのバフォーマンスがあるのか、こういった個々の事例に応じて適切に判断するなどいうことが必要だと私は思いますけれども、どのような考え方方に基づいてこのような方々の減額を行っていくのか、この点について政府の見解をお聞きいたしたいと思います。

○青木政府参考人 障害者に対する最低賃金の適用につきましては、障害により著しく労働能力が低い労働者についても一般労働者に適用される最低賃金をそのまま適用するということになりますと、こういった方々の、労働者の雇用の機会を

かえつて奪い、かえつて労働者に不利益な結果を招くことになりますので、都道府県労働局長の許可を条件として減額を認めることと今して居るわけであります。

◎石奇委员

平成19年6月20日 衆・厚労委 石崎岳議員（自民）①

次に、最低賃金法改正法案について質問させていただきます。

この最賃法、民主党も改正案を提出しているようございますが、民主党の案をホームページで拝見させていただきますと、全国最低賃金約八百円、各地域の地域最低賃金は平均で千円を目指すということを主張されているようございます。

これまでの審議でもいろいろ各委員から御指摘がありましたとおり、最低賃金の水準が生活保護より低いというような実態は、働く意欲を阻害し、問題であるということは当然のことであり、今回の改正は当然の改正だと考えておりますけれども、一方で、地域別最低賃金につきましては、地域の経済水準、通常の事業の賃金支払い能力とかけ離れた水準とすることは、中小企業の経営の実情を踏まえれば、これまた現実的だというふうに考えざるを得ません。

景気は回復基調と言われておりますけれども、私の地元北海道を含めて、地方においては、残念ながら、経済情勢、雇用情勢、まだまだ厳しいところが多いのが実態でございます。このような状況の中、先ほどの民主党案のよう、全國最低賃金の導入という主張、あるいは地域別最低賃金の水準を千円といった水準に大幅に引き上げるべきといった主張について、これは地方の実情や個々の中小企業の経営実態に合わないのではないかかというふうに思いますが、見解をお伺いします。

今度の賃金でございますけれども、まず、最低法の改正におきまして、いわば地域別の最低賃金の水準の賃金を保障するという、いわばセーフティーネットとしての意義を賃金において有するものだというふうに位置づけることができようかと思います。

上は、地域別最低賃金は全国あまねく決められましたけれども、今度はそれが法律上義務化されまして、例外は許されないというような法制にさせていただいているところでございます。

そういう位置づけも変わっているわけでござりますが、その中で、私どももいたしましては、この最低賃金の水準といつもの、地域によって、物価水準等に差があります。それを受けて現実の生計費も異なるということが実態であると考えております。その意味合いで、最低限度の賃金の水準についても地域によって差があるものというふうに考えておられるわけでござります。このため、全国一律に最低賃金を決めるということは、経済、生活の実態等から見てこれは適当でないと考えておりまして、やはり各地域の実情に応じて、それぞれに決定されるべきものであるというふうに考へるところでございます。

地域別最低賃金を例えれば千円へ引き上げるなど、現状六百七十三円という水準を考えますと、これはいがにも急激に大幅な引き上げをねらうことになるわけでございまして、このことについては、今委員の御指摘のように、中小企業を中心として、労働コスト増によって事業經營が圧迫されて、かえつて雇用が失われる、そういう悪影響が出るということも懸念されるわけであります。そういう意味で、これまで委員も仰せられたとおり、非現実的な対応であるというふうに言わざるを得ないと考えております。

私どもは、この地域別最低賃金というものを、それぞれの地域の実情に応じて、いわば地域そのものの最低賃金審議会におきまして実情に応じて決めていただくのが現実的であるし、また労働者の保護に結びつくやうんだ、このように考えてござるわけでござります。

○石崎委員 もちろん、最低賃金は、それは高ければ高いほどいい、賃金も高ければ高いほどいい。でも、それは、経済実態と整合性がとれていいなければ、経済の方が、会社の方があつぶれてしまふ、そういうことで、大臣も、非現実的といつう御答弁がございました。

今回、民主党さんの参議院選舉の公約を見ておりますと、最低賃金の千円という話が今出ましたけれども、基礎年金も財源は税方式で、消費税を上げないで、全額税方式、これは、消費税に換算すると消費税七%が必要でありますし、子ども手当、月二万六千円、中学卒業まで、これも六兆円くらいの財源が必要だということでありますか

そういう意味でも、この最低賃金の適切な引き上げ、働く人たちの賃金の底上げという意味でも適切な引き上げが必要であるというふうに思います。中小企業等の経営の実態を考慮しつつ最低賃金を引き上げいくくどうプロセスが大事だとうふうに思います。

一・四%でござります。このうち、ハイヤー、タクシー事業に対しまして定期監査を実施した件数で、一千三百九十五件でござります。その結果、最低賃金法第五条違反が認められた件数は二百件、違反率は一四・三%でございました。

これらの監督指導につきましては、労働基準法第一百一条に基づきまして、労働基準監督官が自動車運転者を使用する事業場に臨検をいたしまして、タイムカードなど客観的な資料を精査いたしましたとともに、関係者が事情聴取をする、そういうふたことなどによりまして、総合的に事実関係を確認いたしております。その結果、労働基準監督法令違反または改善基準告示違反が認められた場合には、是正勧告書を交付するなど必要な指導の実施に努めてまいりたいと思っております。

私どもとしては、自動車運転者の法定労働条件の履行確保を図るため、これまで的確な監督指導を行ってきたところであります。国土交通省との連携を図りつつ、引き続き適切な監督指導の実施に努めてまいりたいと思っております。

○石崎委員 今の局長のお話では、最賃法違反、全業種での違反率は一・四%、タクシー業界は一四・三%などという、ちょうど十倍の比率で最賃法違反の実態にあるということでございます。

これは、タクシー業界にそういう悪質な業者が多いということではないんだと思います。端的に言うと、これは、規制緩和政策、需給調整を撤廃するという政策、運輸面における規制緩和政策の失敗、その影響ではないかと私は思います。

規制緩和によつてタクシーの台数がふえる、私の地元の札幌でも千台以上ふえました。一方で、景気回復がままならない、客足が落ちる。そして、賃金体系が生産比例賃金という賃金体系になつていて、売り上げが上がらなければ個々の運転手さんの収入は下がっていく、そのボトムライシンが最も傷きりぎり、その下に行くと、そういう状態が多いことがこの数字から読めるんじゃないかな

どうぞお手に私は思ひます。

ですから、今回の最低賃金法の改正というのは、私はやるべきだ、当然やるべきだ、とうるうるに思います。が、業界、業種によつては、そのことがしつかりと守つていけるだけの、そういう業界の実態はない。特に、運輸系の規制緩和の影響をもろに受けているタクシー、トラック、こういう業態については、最賃法を遵守したいと思ってもなかなか遵守できない、あるいは現場の運転手さんの待遇というものがますます劣化している実態にある、そういうことが現実ではないか、というふうに思つております。

そういう意味でも、そもそもの政策の整合性、一方で最低賃金を見直しますよ、上げますよ、特に生活保護との整合性をとるために、私の地元の北海道でも、その乖離がある、それを上げる、それはもう当然の政策でありますけれども、一方で、そういう最貧も守れないような経営実態にある、労働環境にあるという、そつちの規制緩和政策はそのまま競争原理で続けていきますよということが、国の政策として整合性がとれるのかどうかということについて私は甚だ疑問に思つております。

今 タクシーの業界でも、緊急調整措置というのを秋までに検討しようというようなことを考えておられるようありますけれども、やはり、そもそもの根っここの規制緩和政策というのを考え直さない限り、厚生労働省が打ち出している最賃法の改正ということと整合性がとれない、あるいは全部しわ寄せが会社や労働者に及ぶ、そういうふうことではないかというふうに思つております。きょうは国土交通省も来ていただきてありますけれども、ハイタク業界を指導する立場から、この規制緩和政策の根幹についてどう考えているのか、あるいはこの最賃法改正との整合性をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

昨今、実は全国の各地から、労働環境の改善、つまり賃金値上げを主眼とした運賃の改定申請が出ておりまして、私どもは、運賃の改定の主眼として労働環境の改善を挙げているというのは十分に評価できるところだと思っております。この値上げ申請に対しまして、全国的でございますけれども、適切に対応してまいりたいと思つております。そして、そういう中で、少しずつこういうものを改善してまいりたいと思っております。

○石崎委員 全然どういう対策なのかよくわかりませんけれども、規制緩和をやり、会社の経営も苦しくなり、労働者も賃金が下がり、それで運賃は値上げする、これなら何のために規制緩和をしたんだか私はよくわからない、これはまさに政策

そして、何う事だともモタインでしかたら、  
繁密に連絡をとつてやつていきたいと思つていま  
す。

また、タクシーにつきましては、町で出会い頭  
につかまえるというのが基本でござりますけれど  
も、いわゆる選ばれるよいタクシーが選ばれ  
て、悪いタクシーが選ばれないというような形  
の、選ばれるタクシーとひうのをつくっていく、  
そういう基盤整備をしていただきたいと思つております。

○樹野政府参考人　道路運送法で、規制緩和をしましたときに、緊急調整措置という、一時的に増車をとめるという措置を導入いたしています。そのときの、規制緩和の中に盛り込まれた措置でございますけれども、特例的、例外的な措置でございます。この発動について少し議論をしてみようとしていることで、内部で議論を始めさせていただいている。その議論の推移を見ながら今後検討してまいりたいと思っております。

○石崎委員　時間になりました。

我が国にとって、働く人たちにとって、本当に美しい国になるように、この労働三法、しっかりと根が入るような改正を心から希望します。

○構野政府参考人

道路運送法で、規制緩和をし  
た調整措置といふ、一時的措置

○古屋(範)委員

次に、最低賃金法の一部を改正する法律案について質問をしてまいります。現在、我が国の最低賃金制度におきまして、大きく分けて、地域別最低賃金また産業別最低賃金、二つの種類の最低賃金が存在をしております。

今回の改正法案では、地域別最低賃金について法定基準の見直しや罰則の強化が盛り込まれております。一方、産業別最低賃金につきましては、規制改革・民間開放推進三カ年計画でも、そのあり方について検討を求めるわけですが、今回の改正法案においては産業別最低賃金についてどのような考え方で見直しを行うこととしたのか、この点についてお伺いいたします。

○齊木政府参考人 まず、最低賃金の第一義的な役割というのは、すべての労働者について賃金の最低限を保障する、そういう安全網でございまして、この役割は地域別最低賃金が果たすべきものであるというふうに考えております。このため、今般の見直しにおいては、地域別最低賃金について、お触れになりましたように、各地域ごとに決定することを義務づけるとともに、不払いに係る罰金の上限額を引き上げなどの見直しを行うこととしております。

一方、お尋ねの、産業別最低賃金でございますけれども、関係労使のニーシアチブにより設定され、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完する面、それから公正な賃金決定にも資する面、こういった面がござりますので、安全網とは別の役割を果たすものとして見直しを行うことといったものでございます。

具体的には、産業別最低賃金につきましては、関係労使の申し出といふものを法律上必須の要件といたしました。申し出があつた場合において、必要があると認めたときに決定することができるというふうにいたしました。もう一つは、最低賃金法の罰則は適用しないといふこといたしたことになります。

○古屋(範)委員 中小企業等の関連もございます。きょうは内閣府にもおいでをいただいておりまます。

政府におきましては、成長力底上げ戦略における中小企業の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策に取り組まれてゐることと思います。この最低賃金が、企業の支払い能力から乖離した水準に決定することが不適切であるという以上、中小企業の生産性を高める、またこれと相まって最低賃金の引き上げに取り組む

という政府の方針につきましては、私も共感するしかしながら、この戦略の成否は実効ある中小企業支援策が講じられるか否かにかかるといふふうに考えます。そこで、この成長力底上げ戦略につきまして、中小企業の生産性向上に向けて、本戦略全般を担当する内閣府からの、これについての取り組みをお伺いしたいと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の成長力底上げ戦略でございますが、これは、経済成長を下支えします基盤の向上を図ることにより、働く人全体の所得、生活水準を引き上げつつ格差の固定化を防ぐ、こういったものでございます。中小企業底上げ戦略はその中の一つでございまして、御指摘のように、働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業の生産性の向上とともに最低賃金を引き上げるということです。産業政策と雇用政策の一體運用というものを目指すものでございます。

これに関しましては、具体的には、政労使が参 加します円卓会議というのを設置していくございます。これは国においても設置してございましたし、また各都道府県においても、こういう形で、地方版の円卓会議を今立ち上げたところでございます。

さらに、中小企業生産性向上プロジェクトにおきましては、IT導入のためのコンサルティン

グ、あるいは生産性向上特別指導員による経営指導などによるIT化、機械化、経営改善、それから中小企業の事業再生などの取り組みも推し進め

ますセーフティーネットとして十分に機能するようにならうとしているところでございます。

そして、我々の法律案といふものは、そういう

ことを考えますと、今後ぜひこれを引き上げの方向

で、基本的な考え方を御説明がございました。やはり中小企業の生産性の向上ということにつきまして取り組んでいかれることとなると思いまして、具体的には中小企業厅さんが中心となりまして取り組んでいかれることとなると思いまして、中小企業の生産性向上に向けた具体的な取り組みにつきまして、中小企業厅からの御説明をお願いいたします。

○伊藤(信)委員長代理退席、委員長着席

中小企業の生産性向上に向けた取り組みにつきましては、昨日閣議決定されました骨太二〇〇七あるいは内閣會議におきますこれまでの御議論を踏ままして、成長力底上げ戦略の具体的な対策として中小企業生産性向上プロジェクトを実行してまいります。その中で、特に下請適正取引の推進が即効的な方策として重要なと考えております。業種ごとのガイドラインを策定し、取引価格の決定などにおいて下請事業者に十分配慮するよう要請してまいります。

具体的には、下請取引の適正化推進につきまして、三月に甘利大臣みずからが経団連あるいは日本商工会議所に要請いたしました。加えまして、実は本日でございますが、甘利大臣出席のもと、下請適正取引の推進のためのガイドライン策定検討会を開催したところでございます。まず、七つ

の業種、素材、自動車、産業機械、繊維、情報通信機器、情報サービスそして広告、この七つの業種につきまして、関係業界の代表、学識経験者などによる審議を行つたところでございます。公正取引委員会にもオブザーバーとして参加しているただいております。

ただいております。

最後になります。大臣にお伺いいたします。

○柳澤國務大臣 今回の国会におきましては、私ども、今の労働市場に起こつておりますいろいろな問題について総合的な取り組みをさせていただ

くということで、六本、あるいは勘定の仕方によつてはもう一本多いわけでござりますけれども、そういう法律の改正を打ち出させていただ

いた次第でございます。

その中で、特に非正規を含みます労働者が、いわゆる労働の形態というものが、あるいは雇用の形態というのがどういうものであつても、安心

納得して働ける、そういう条件のもので働いていただきたい、こういう考え方のもので最低賃金の見直しというものを打ち出させていただいているわけでございます。

最低賃金法の改正法案におきましては、最低賃金といふものがセーフティーネットである、安全網である、こういう観点に立ちまして、具体的な

最低賃金の決め方といふのは、地域別の最低賃金でございますので、これについて、その水準を決める際には、生活保護との整合性を考慮して決定

するということを今度の改正で明確にさせていた

だしているところでございます。

そして、我々の法律案といふものは、そういう

ことを考えますと、今後ぜひこれを引き上げの方向

でございます。

規への転換、こういったことを考えましても、やはり中小企業でありますところは大きくなりかぎを握るのは中小企業であろうとうふうに考えておられます。ぜひ、この生産性向上は大き

く推進されることが必要というふうに考えます。

最後になります。大臣にお伺いいたします。

○古屋(範)委員 ただいま内閣府の方から、本戦略におきます中小企業の生産性向上支援策につい

ておきまます。中小企業の生産性向上支援策につい

に導いていきたい、ぜひそれを実現したい、こういうことを考えておられるわけでございます。

そういうことを可能にするものは何かといえば、これは具体的には中小企業を中心とするわけですけれども、やはり生産性の向上というものがなければ、これはなかなか実現できない、こういう考え方があるわけでございまして、そういう中長期的な観点から、今委員が内閣府の政府参考人等と御議論をいたきましたように、成長力底上げ戦略推進ということを新しい政策として打ち出しているわけでございます。そういう戦略の推進を、具体的には円卓会議というものを組み立てまして、そこに政労使の代表にも加わってもらつて、その中長期的な生産性向上を踏まえた最低賃金の引き上げの方針について合意をしてもらう、こういうことで、この円卓会議を運営させていただいているわけでございます。

その合意を踏まえて、最低賃金の中長期的な引き上げに関して、これは今、下請の代金について産業政策の面から非常に積極的な取り組みを経産省がしてくださる。こういう答弁があつたわけですけれども、そういうた産業政策と私どもの雇用政策とが一体となつてこれを実現していく、こういう政策展開を考えているわけでございまして、この中長期的な生産性に見合った最低賃金というものがあないう取り組みの成果として実現される、そういうことを期待いたしてみるとどうぞ

るでございます。